

山口県医師会産業医研修会

と き 平成 31 年 1 月 12 日 (土) 15:00 ~

ところ 山口県総合保健会館 2 階 第 1 研修室

[報告 : 常任理事 中村 洋]

特別講演 1

治療と職業生活の両立支援～産業医の留意点

城戸産業医事務所 城戸 尚治

両立支援について

仕事と家庭生活を両立することで企業の好循環につながると言われている。両立支援に関しては、休み方・働き方等の職場環境の整備、病気の労働者の適正配置が柱となる。

これらの背景としては、平成 28 年にがん対策基本法が改正され、事業者ががん患者の雇用継続に配慮する努力義務が課されたことがある。また、がん対策推進基本計画の中でも、がん患者の就労支援に取り組むことが盛り込まれており、一億総活躍社会の実現も影響している。

治療と職業生活の両立の状況について

日本は職場の中でも高年齢労働者が増えており、2 人に 1 人が健康診断で所見を抱え、3 人に 1 人が病気を抱えて就業している。また、がん治療技術の進歩により、がん等が慢性疾患に変わるとともに、職場の環境整備が必要となる。疾病を抱える労働者の就業に関する課題としては、仕事を理由に適切な治療が受けられないこと、会社の理解や支援が不十分で就労が継続できないことがある。例としては、病気休暇を申請せずに退職したり、がん労働者の 34% が依願退職や解雇されたりしている。事業場における課題としては、病気や治療に関する見通しが分からない、復職可否の判断が難しい等がある。

ガイドラインについて

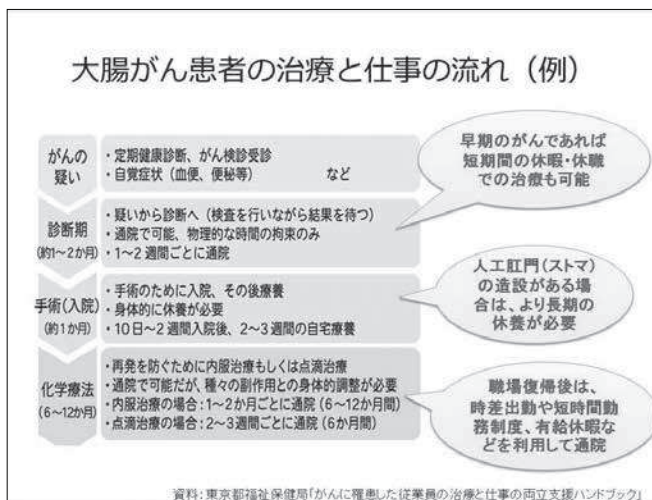
2016 年 2 月に厚労省より『治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン』が出ている。事業者としては、継続的な人材確保、ワークライフ・バランスの面から両

立支援は必要である。しかし、大前提として安全配慮義務、自己保健義務がある。取組みに関しては産業医がするだけではなく、職場環境も大切である。内容としては衛生委員会で周知すること、研修を行うことがガイドラインにも記載されている。また、休暇制度、勤務制度を柔軟に作ることが大事である。産業医としても職場の環境を知っておかないと効率的な両立支援ができないと言える。

就業上の措置の流れについて

治療と仕事の両立支援のための取組みの進め方としては、①労働者から主治医に仕事の情報を提供し主治医からの診療及び就業上の意見書を事業者へ提出、②事業者が産業医の意見を聴取、③事業者が就業上の措置等を決定・実施、である。

会社としては、安易に“病気だから働けない”と判断するのではなく、働ける仕事はないか検討し、就業の機会をなくさないようにすることが重要である。また、産業医、事業者が復帰後のプランを策定することでスムーズな両立支援につながる。

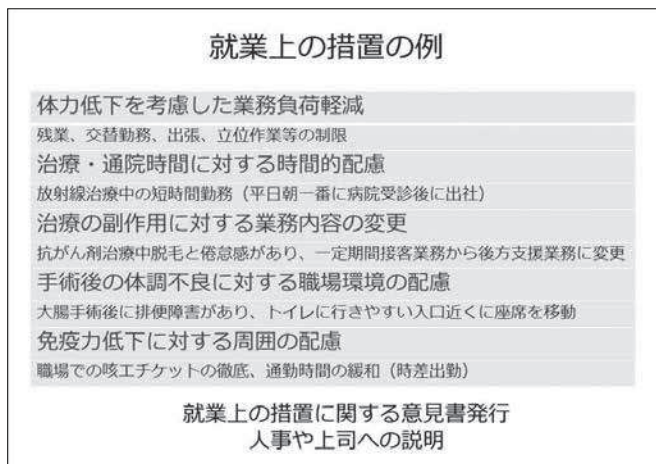
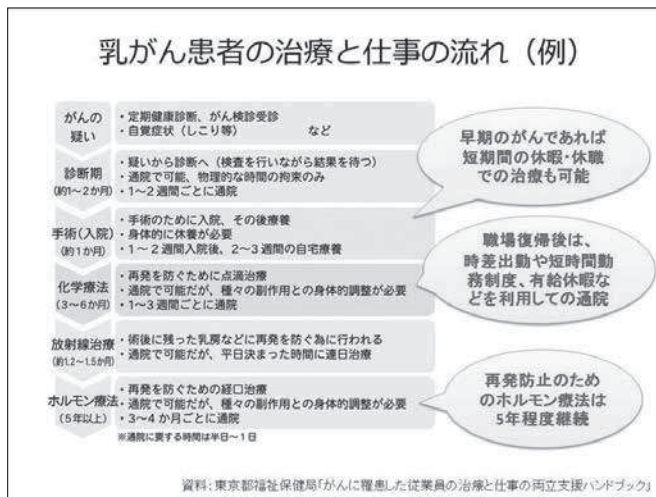


がんに関する留意事項

職場の「がんでは働けない」という思い込みを払拭することも産業医の役割である。入院期間が短縮しており、外来での治療が長期になっているため、仕事ができる期間も延びてきている。手術、抗がん剤治療、放射線治療は経過によって就業上の措置や治療への配慮内容の変更が必要である。また、精神的ショックを受ける場合が多いため、メンタルヘルス面のサポートも産業医の重要な役割である。

就業上の措置について

主治医からの情報をもとに産業医は就業措置を検討するが、医療の専門家ではない事業者にも分かるように説明・提案することが重要である。また、業務を代替する上司や同僚等の健康配慮、個人情報 の適切な取扱い等も配慮すべき点である。



特別講演 2

最近の労働衛生行政について

山口労働局労働基準部健康安全課長 末廣 高明 労働災害の防止について

県内の労働災害としては、平成 30 年 10 月末までに 14 名死亡、休業 4 日以上の死傷災害が 1,176 名となっている。30 年度は第 13 次労働災害防止計画の初年度であり、5 年掛けて死亡災害を 15%、休業 4 日以上の災害を 5% 減少することが目標である。しかし、県内ではこの目標に対して非常に厳しい現状にある。内容としては、製造業・建設業が減少しているのに対し、運輸交通業(特に荷役作業中)の災害が多く発生している。

労働局は事故の際に調査をする。労働基準監督署は事故以前に定期的にテーマを決めて調査をしているが、その際に、安全衛生委員会や産業医についても質問をしている。産業医がいない事業所では医療的対応が難しい現状にある。

労働安全衛生法改正について

一般労働者に対する面接指導の対象が、現行の「1 月当たり 100 時間超」から「1 月当たり 80 時間超」へ見直される。この背景には、労働基準法の総労働時間規制の強化がある。従来は残業については三六協定の条件について法的な規制がなかったため、運輸交通業等では年間 1,000 時間超の三六協定も結ばれていた。4 月以降は法律で規制された以上の三六協定は受け付けられないようになる。しかし、残業時間をすべて把握することは難しいため、1 月当たり 60 ~ 70 時間等の労働者がいるかどうかを一度、事業所に確認することがポイントとなる。

産業医に対する情報提供については、①義務として健康診断・面接指導を実施後の就業上の措置の内容、②長時間労働者に関すること、③労働者の業務に関する情報がある。

産業医の権限の明確化としては、①事業者又は総括安全衛生管理者に対して意見を述べる、②労働者からの情報収集、

③緊急時に労働者に対して必要な措置を指示する、④衛生委員会に対して調査審議を求める、がある。

産業医の勧告の実効性の確保としては、①産業医が勧告をする際は事業者の意見を求める、②勧告内容については衛生委員会への報告を義務付ける、③衛生委員会の意見及び当該意見を踏まえて講じた措置の内容等の記録・保存を事業者に義務付ける、がある。

健康情報の取扱ルールの明確化・適正化については、①事業者は労働者の健康情報を取り扱う

に当たっては労働者の健康の確保に必要な範囲内で取り扱う（本人の同意がある場合等を除く）、②労働者の健康情報を適正に管理するために必要な措置を事業者に義務付ける、がある。

医師の長時間労働について

2024 年より、医師の長時間労働が規制される。しかし、医療事務や検査技師等の医師以外の者は 4 月 1 日より「月 45 時間、年 360 時間」の規制が始まる。

「若き日（青春時代）の思い出」原稿募集

投稿規程

字数：1 頁 1,500 字程度

- 1) タイトルをお付けください。
- 2) 他誌に未発表のものに限ります。
- 3) 同一会員の掲載は、原則、年 3 回以内とさせていただきます。
- 4) 編集方針によって誤字、脱字の訂正や句読点の挿入等を行う場合があります。また、送り仮名、数字等に手を加えさせていただくことがありますので、ある意図をもって書かれている場合は、その旨を添え書きください。
- 5) ペンネームでの投稿は不可とさせていただきます。
- 6) 送付方法は電子メール又は CD-R、USB メモリ等による郵送（プリントアウトした原稿も添えてください）をお願いします。
- 7) 原稿の採用につきましては、提出された月の翌月に開催する広報委員会で検討させていただきますが、内容によっては、掲載できない場合があります。

【原稿提出先】

山口県医師会事務局 広報・情報課

〒753-0814 山口市吉敷下東 3-1-1 山口県総合保健会館 5 階

TEL：083-922-2510 FAX：083-922-2527

E-mail kaihou@yamaguchi.med.or.jp